

災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定実施要綱

(趣旨)

第1条 地震等による災害が発生し、応急措置のため緊急に食糧等生活必需物資（以下「物資」という。）の確保を図る必要が生じた場合、その調達についての協力を要請するため、供給協力店との間に事前に協定を締結し、災害時における物資の供給体制を確立し、もって市民生活の安定に資するものとする。

(協力要請)

第2条 災害時における応急措置として、緊急に物資の確保を図るため、市長が必要と認めるときは供給協力店等の保有する物資の調達を要請するものとする。

(協力の実施)

第3条 供給協力店等は、市の要請を受けたときは、保有物資を優先的に供給するものとする。

(供給協力店等の選定)

第4条 供給協力店は百貨店、スーパーチェーン店等の小売店、卸売業者等であつて、次の選定条件に基づき市長が適当と認めるものの中から選定する。

1 選定基準

(1) 緊急に必要な物資について、その全品目または特定の品目の在庫が相当量あり、かつ市外にある本支店等あるいは取引先などからも相当量の緊急調達が可能で、市の供給要請に十分協力できること。

(2) 市の供給要請に協力することによって一般営業に支障をきたし、災害時における周辺住民に対する生活必需物資の供給に著しい影響をおよぼすおそれのないこと。

(物資の種類)

第5条 物資の種類は、次のとおりとする。

- 1 食糧品
- 2 衣料品
- 3 寝具類
- 4 食器類
- 5 炊事用具
- 6 日用雑貨品
- 7 光熱用品

(調達要請の手続)

第6条 供給協力店等に対する物資の調達要請は災害緊急物資要請書をもって経済労働局が行うものとする。

ただし、緊急を要するときには口頭をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(物資の価格)

第7条 災害発生時直前における適正な価格とする。

(物資の取引)

第8条 物資の引渡し場所は市と供給協力店等と協議のうえ定めるものとし、当該場所において市職員が調達物資を確認のうえこれを引取るものとする。

(保有数量の報告)

第9条 本協定の万全な実施を図るため、市は協力店等に対し、その在庫品目、数量

等について「生活必需物資の保有数量表」により報告を求めるものとする。

(協定の期間)

第10条 この要綱に定める供給協力に関する協定は、契約締結の日から有効とし、特別の定めをする場合を除き、その効力は持続するものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和53年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。